

# 令和6年度 放課後教室の事業概要

## 1 目的

放課後教室は『子どもたちに安心・安全な居場所を提供し、学年の異なる子ども同士の交流や地域の方との交流、また様々な体験活動などを通して、人づきあいについて学び、社会のルールを身につけ、自分の考えを正しくしっかりと伝える力を育むなど、心豊かでたくましく、自信と意欲を持って生きることができる子どもたちを育てるとともに、子育てを支援すること』を目的として実施しています。

## 2 対象者

土岐市内の小学校に在籍する児童

利用できるのは、在籍している小学校で実施している放課後教室です。

## 3 開室日・開室時間

- |                            |              |   |              |
|----------------------------|--------------|---|--------------|
| (1) 月曜～金曜の授業がある日           | 授業終了後        | ～ | 18:00        |
| (2) 夏休み等長期休業日の月曜～金曜（祝日除く）  | 8:00         | ～ | 18:00        |
| (3) <u>延長利用（放課後教室の開室日）</u> | <u>18:00</u> | ～ | <u>19:00</u> |

### (4) 留意事項

- ・毎月の予定は、すぐ一冊にて配信します。
- ・授業のある日でも、昼食のない日は開室しません。
- ・土曜、日曜、祝日、学校の振替休業日、年末年始（12/29～1/3）、長期休業日のうち小学校が日直を置かない日（閉庁日）は開室しません。閉庁日は学校ごとに異なる場合があります。その他、小学校の行事などにより休室となる場合があります。
- ・下校指導期間中は一度帰宅してから送迎の上、ご利用ください。学校からの直接利用はできません。
- ・延長利用の児童が全て帰宅した時点で閉室する場合があります。

## 4 活動場所

放課後教室、体育館、グラウンドなど。

## 5 活動内容

- (1) 自主的な学習（宿題、読書など）
- (2) 自由遊び（お絵かき、折り紙、外遊びなど）
- (3) 体験活動（工作など）



## 6 運営指導体制

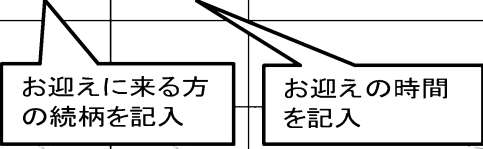
- (1) 室長1名、指導員数名が放課後教室の運営をします。
- (2) 地域のボランティアの方（支援員）にも参加していただき交流を図ります。

## 7 参加票

- (1) 放課後教室の利用には必ず「参加票」が必要です。  
「参加票」には、氏名等必要事項をご記入ください。
- (2) 放課後教室を利用する日に、「お迎えに来る方の続柄」「お迎え予定時刻」を記入し、お子さんと確認してください。
- (3) 「参加票」は、3か月間使用します。  
3月、6月、9月、12月の下旬に各教室で配布します。  
翌月の利用者数を把握するため、前月中に「参加票」の受け取りをお願いします。  
参加票の受け取りは、保護者の方でお願いします。

### <参加票の書き方>

日	曜日	迎えに来る方の続柄	お迎え予定時刻	連絡事項等(教室⇄保護者)	お迎え確認	備考
1	木	母	16:45			
2	金					
3	土					休み



## 8 利用方法

- (1) ご自宅で「参加票」に毎日、保護者の方が記入し、登校時に児童に持たせてください。「参加票」がないと利用できません。
- (2) 授業終了後、下校せずに放課後教室に行き、児童が「参加票」を提出します。
- (3) 放課後教室では、おやつ、お茶は出ません。夏休みなど長期休業日にお昼をまたいで利用される場合は、お弁当・飲み物をご持参ください。
- (4) 遊び道具は放課後教室で用意します。ただし、工作等で必要なものがある場合には事前に連絡をします。
- (5) 放課後教室の開室時間は午後6時までです。(延長利用の方は午後7時まで)それまでに必ず児童を迎えに来てください。  
お迎えは、申込書に記載がある満18歳以上の方に限ります。
- (6) 夏休みなどの長期休業日は、申込書に記載のある方の送迎が必要となります。直接、職員に児童の引き渡しをお願いします。

## 9 延長利用

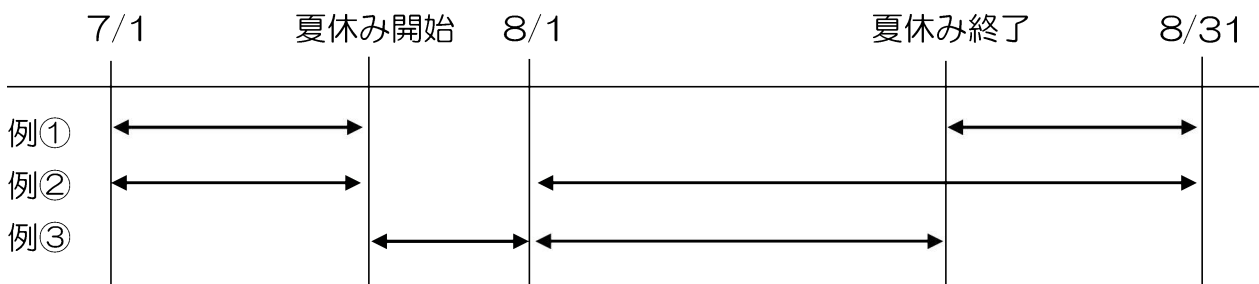
午後7時までの延長を利用するには、事前のお申し込みが必要です。  
延長利用のお申し込みには、保護者全員分の就労証明が必要です。  
審査後、教育委員会が必要と認めた方に限り、延長が利用できます。

- (1) 延長利用する方を把握するため、前月20日までに翌月分の延長利用日予定表を教室にご提出ください。
- (2) 期日までに利用予定のご連絡がない場合は、延長利用をお断りする場合があります。

## 10 利用料

- (1) 通常月は 3,000 円/月、夏休みは 6,000 円/月です。  
1ヶ月のうち、1日でも利用があれば利用料が発生します。  
1日も利用しなかった月は、費用は発生しません。
- (2) 延長利用は、1,500 円/月です。(1)の利用料に加算されます。  
1か月のうち1日でも延長を利用した場合は費用が発生します。  
延長を利用しなかった月は、延長費用は発生しません。
- (3) 利用料の納入は、口座振替にてお願いします。  
利用した月の翌月末日に登録口座から引き落とされます。  
口座登録は、金融機関で手続きが必要です。登録用紙は、利用申込時にお渡しします。
- (4) 小学校の口座登録とは別で手続きが必要です。
- (5) 児童一人ごとに口座登録が必要です。
- (6) 利用料の未納が続く場合は、利用をお断りする場合があります。

### ＜夏休み利用料の例＞



- 例① 夏休みの利用がない場合 7月分 3,000 円 8月分 3,000 円
- 例② 7月は夏休み前までの利用、8月は夏休みを利用した場合  
7月分 3,000 円 8月分 6,000 円
- 例③ 7月も8月も夏休みだけ利用した場合 7月分 6,000 円 8月分 6,000 円
- ※延長を利用した場合は、上記金額に1か月1,500円が加算されます。

## 11 警報発表時などの対応

- (1) 授業のある日（月曜～金曜）
  - ① 学校が休業となった場合は、放課後教室も休室となります。
  - ② 放課後教室開始前に、土岐市に警報が発表され下校した場合は、放課後教室は休室となります。
  - ③ 放課後教室利用後に、土岐市に警報が発表された場合は、放課後教室は休室となりますので、速やかにお迎えをお願いします。
- (2) 夏休みなどの長期休業日
  - ① 午前7時の時点で、土岐市に警報が発表されている場合は、放課後教室は休室となります。
  - ② 開室中に土岐市に警報が発表された場合は、放課後教室は休室となりますので、

速やかにお迎えをお願いします。

- (3) 感染症が流行した場合、放課後教室は学校の措置に準じて対応します。

## 12 傷害保険

- (1) 放課後教室を利用する児童は、必ず傷害保険に加入していただきます。
- (2) 傷害保険加入料は、一人800円/年です。
- (3) 保険期間は、4月1日から翌年3月31日までです。
- (4) 傷害保険の補償内容については下記のとおりです。

傷害保険：傷害死亡3,000万円、後遺障害（最高）4,500万円

入院（日額）4,000円、通院（日額）1,500円

賠償責任保険（支払限度額）

対人・対物賠償（合算）1事故5億円（対人賠償は1人1億円）

突然死葬祭費用保険支払限度額180万円

- (5) 保険料は、いかなる理由があっても返金できません。

## 13 その他

- (1) 申込書の記載事項に変更があった場合は、生涯学習課までご連絡ください。
- (2) 放課後教室は小学校の活動ではありませんので、保護者の責任において利用していただきますようお願いいたします。
- (3) 放課後教室関連書類は、以下の土岐市ホームページで確認できます。  
<https://www.city.toki.lg.jp/kosodate/shien/1006182/index.html>  
ページ番号 1006182（ページ番号で検索できます。）

### 【お問い合わせ先】

土岐津放課後教室	TEL 54-1450
下石放課後教室	TEL 57-2290
妻木放課後教室	TEL 57-5080
濃南放課後教室	TEL 52-2026
駄知放課後教室	TEL 59-5070
肥田放課後教室	TEL 54-4078
泉放課後教室	TEL 55-8886
泉西放課後教室	TEL 54-2916
生涯学習課	TEL 54-1111

